

中央更生保護審査会

主管省及び庶務担当部局課 法務省保護局総務課

電話番号 (03) 3580-4111

ホームページ なし

根拠法令 更生保護法第4条

設置年月日 昭和27年8月1日（平成20年6月1日改組）

所掌事務

1. 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出をすること
2. 地方更生保護委員会がした決定について、更生保護法及び行政不服審査法の定めるところにより、審査を行い、裁決をすること
3. 前2号に掲げるもののほか、更生保護法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理すること

分科会等<分科会> なし

<部 会> なし

委員<定数> 5人

うち常勤 3人

<任期> 3年

<氏名> ◎倉吉 敬（元東京高等裁判所長官）（常勤）

加藤 朋寛（元京都地方検察庁検事正）（常勤）

岳野 尚代（元東京都労働委員会事務局長）（常勤）

伊藤 富士江（元上智大学総合人間科学部社会福祉学

科教授)

岡田 幸之 (現東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授)

諮問・答申事項等

- ・ 恩赦法第 12 条及び更生保護法第 4 条第 2 項第 1 号に基づく、特定の者に対する恩赦の申出
- ・ 更生保護法第 4 条第 2 項第 2 号に基づく、地方更生保護委員会がした決定についての審査及び裁決